

一、本會の事業に關する事項は、本會の定章に基き、本會の役員會議で決定する。但し、本會の定章に定められていない事項は、本會の臨時總會で決定する。

二、本會の臨時總會は、本會の役員會議で召集する。臨時總會は、本會の定章に定められていない事項を決定する。臨時總會の決議は、本會の役員會議で承認される。

三、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

四、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

五、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

六、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

七、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

八、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

九、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

十、本會の役員會議は、本會の役員で組織する。役員會議は、本會の定章に定められていない事項を決定する。役員會議の決議は、本會の臨時總會で承認される。

昭和六年十月二十八日  
 本會臨時總會

附屬法人協會會大坂支所

附屬法人協會會大阪支所

但給與製造物製造工精本五、各次、應、改、正、元、利、基、準、時、間、若、決、定、采、購、系、  
 一、割、一、割、ア、ア、ロ、ウ、ワ、シ、ス、ハ、ヲ、認、ム、ル、ノ、ミ、ト、ナ、セ、リ、  
 (二) 組長伍長ハ從來(一)ノ直接作業ノ請負利益歩合三割ヲ加ヘ、  
 分ノ三ヲ利益金トナシ居リシモノヲ今同カ、ル特別ナル制度ヲ廢、  
 シ直接作業ニ從事スルモノト全様ノ利益金ヲ與ヘントスルモノト、  
 (B) 而シテ直接作業ノ補助機關タル運搬工起重機工等ニハ(一)ノ利益、  
 歩合ニ二割ヲ與ヘ、ソノ二分ノ一ヲ支給セシモノガ之等ノ者ニ對シ、  
 (一)ノ三十分ノ二十五ヲ與ヘントス、  
 (三) 直接工事ニ關係セザル記録工等ニハ最高二割五分、平均二割ノ應、  
 勵歩増ヲ支給セシモノヲ一割ニ改正シ、  
 (四) 請負ノ基準ヲ製造物ノ數量ニ置ク特種請負ニ就テハ請負金ヲ二割、  
 引トスル事ニ決定シタルモノニシテ各種ノ改訂ニヨル全職工ノ平、  
 均減給額ハ大体一割六分減ト認メラル、